

令和7年1月31日
部 署：総務部職員課
電話番号：(082) 420-0909

東広島市職員の処分について

1 職員の処分について

【懲戒内容】

- | | |
|-------------|--|
| (1) 所属部局名 | 下水道部 |
| (2) 被処分者の職位 | 主査 |
| (3) 性 別 | 女 |
| (4) 年 齢 | 45歳 |
| (5) 処分内容 | 停職（4か月） |
| (6) 処分理由 | 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行により、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反した |

令和6年7月26日(金)、飲食店において飲酒したにもかかわらず、帰宅後の令和6年7月27日(土)午前0時30分頃、自家用車を運転して買い物に出かけ、酒気帯び運転により検挙されたもの。

- | | |
|-----------|-----------|
| (7) 処分年月日 | 令和7年1月31日 |
|-----------|-----------|